

令和6年第8回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和6年7月24日（水） 午後2時00分から午後3時35分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	立岡 秀寿
	教育長職務代理者	野口 喜代美
	委員	松山 顕子
	委員	藤田 浩二
	委員	池田 吉希
事務局出席者	教育部長	柚口 浩幸
	次長（総務・管理担当）	谷 綾子
	次長（社会教育担当）	前田 三嗣
	次長（学校教育担当）	小島 靖弘
	次長（スポーツ担当）	福井 厚司
	教育総務課長	井上 大樹
	社会教育スポーツ課長	伊東 正樹
	歴史文化財課長	前田 正
	人権推進課長	中沢 万理
	教育総務課長補佐	望月 一美
書記	国スポ・障スポ推進室長補佐	島田 聡
傍聴者	0名	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和6年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 7月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第73号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第14号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について)
- (2) 議案第74号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第15号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (3) 議案第75号 甲賀市学校再編審議会への諮問について
- (4) 議案第76号 甲賀市指定無形文化財の指定及び保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について
- (5) 議案第77号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について
- (6) 議案第78号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- (7) 議案第79号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について
- (8) 議案第80号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について
- (9) 議案第81号 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和6年第9回（8月定例）甲賀市教育委員会について
- (2) 令和6年第10回（8月臨時）甲賀市教育委員会について
- (3) 令和6年第10回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

次長（総務・管理担当） 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和 6 年第 8 回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

（一同 市民憲章唱和）

次長（総務・管理担当） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、みなさんこんにちは。

近畿地方も先週には梅雨明けしました。本当に、小中学校の夏休みに合わせるように梅雨が明けました。私の予想どおり短い梅雨だったかなと思っています。1 学期、不登校であるとか、友達関係のトラブルでつらい思いをしている子どもも決して少なくはないかと思うのですが、ただ、命に係わる大きな事故だとか、怪我だとか、そういったことが無く、何とか 1 学期を終えられたことが大変ありがたいし、現場の先生方、また、支えていただいた教育委員の皆様、事務局関係者の皆様に、まずはお礼を申しあげたいと思っているところです。

各学校、部活動は別にして授業はありませんけれども、熱中症に加え、新型コロナウイルス感染症、手足口病、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、RS ウイルスといった、子どもの感染症がすごい勢いで広く流行しています。一つの原因として、こんなことが言われています。コロナのときは本当に徹底的に予防をして感染流行を防いできました。それはコロナだけではなくて、他に今お話しした溶連菌であるとか、手足口病であるとか、そういったウイルスもみんな防いだことになります。そういった今までひとつも罹らなかった部分が、一気に予防が緩んだために、いろんな感染症が一気に広がっているという状況だと

ということです。例えば、手足口病は本来であれば小さい子どもたちが罹って、5歳以上はほとんど罹りません。学校でもそうなのですが、大人にまで感染していて、大人の手足口病がまた酷い、非常に厳しい状況になるということもあるということで、ある意味授業がなく、子どもたちが集まっていないことが今のところ幸いかと思っているところです。引き続き家庭でも気を付けていってほしいと思っています。

教育委員の皆様には、猛暑、ご多用の中、令和6年第8回教育委員会定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、本日は、「逆（ぎゃく、さかき）」にまつわる話をしたいと思っています。

「^{よしゆく}予祝」という言葉があります。訓読みすれば予め祝うということですが、これは通常神仏、あるいは神社仏閣に行ってお願いをするときには「こんな風になりますように」とか、「こんな風なことが叶いますように」というような、現実と異なるものを、未来をお願いしていく、そんなことが普通です。しかし、「こんな風になりました」、「こんな願いが叶ったのでありがとうございます」ということを予めお願いするということを「予祝」と呼んでいます。こうすることで、自分が理想とする、描こうとしている姿が非常に具体的になって、その願いが深まって実現に近づくと、こんな風に言われています。実は、4月のお花見であるとか、今盛んに行われる各地域の夏祭り、これも実はすべて秋の豊作や収穫に向けての「予祝」という取り組みだと言われています。秋の豊作の未来を祝って願いを叶えるという、日本のいわば「引き寄せの法則」と言われるのですけれども、そういったものを「予祝」と呼んでいます。心が先行することで自分の目的や願いが成就する、願った現実を引き寄せるということです。

豊作祈願を中心に、日本古来のこの「予祝」で、夢を引き寄せてきました。豊作や、あるいは子沢山を願って、一年間の農耕の作業や秋の豊作を疑似体験するようなことが祭りの動きになっているというように思います。これは呪術の行事でもありますけれども、甲賀市が誇りますユネスコ無形文化遺産のケンケト踊りもまさにその一つであり

ます。

先日、京都で祇園祭がありました。その山鉦のひとつに、「四条傘鉦」という山車があります。その鉦が通っていく前を子どもたちが4人ずつ2列になって、手に棒を持って下に打ち下ろしながら、祇園祭の山車が進んでいきます。子どもたちが時々片足で進む姿は、これは正にケンケト踊りそのものなのです。この傘鉦踊りは、応仁の乱以前から祭りに参加していましたが、なぜか分かりませんが1872年に休み鉦ということで出ない鉦となり、それから100年後の1985年にこの鉦が復活しました。ところが、鉦の前で踊っていた傘鉦踊りが分からないということで、これがなかなか復活しなかったのですが、室町時代に京都から伝わったとされる甲賀の風流踊り、つまりケンケト踊りを、上方の舞踊の師範の方が甲賀にまで来られて、その踊りを見てもう一度そのケンケト踊りから傘鉦踊りを作られたということだそうです。正に復活されたのですが、京都から伝わったものが大野で伝承され、それがまた京都へ戻った“逆輸入”だと師範がお話をされていました。

「祈るときにすでに成就したものと思え」、あるいは「笑う門には福来る」、「今、わくわくせず喜びに浸ることができないなら、未来にわくわくや喜びなんて訪れない」、心がける行動があなたの未来を支えます。今の心の状態をオンにして、それを行動に結び付ける。日本人がやってきた簡単で不思議な法則。21世紀、22世紀にあっても夢の引き寄せ方はやはり同じ、未来を変えるには、今の自分の心を変えることなのだとこの「予祝」というところに伝えられているものかと思いました。逆さということでお話をさせていただきました。

本日の定例会は、次第にあります内容で進めさせていただきます。委員の皆様からは忌憚のないご意見やご指導をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議事に入る前に、本日の案件で、3. 協議事項(4) 議案第76号甲賀市指定無形文化財の指定及び保持者の認定に係る甲

賀市文化財保護審議会への諮問については、内容が審議あるいは検討に関する情報ですので、公開することにより意思決定の中立性が不当に損なわれてしまうおそれがあるため、非公開とするべきであると考えています。

あわせて、2. 報告事項（3）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので、非公開とするべきだと考えています。

以上2件について、非公開とすることにご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、3分の2以上の賛成を得ましたので、非公開とさせていただきます。議事の進行にあたり、非公開となる案件につきましては、すべての議事の終了後に進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認（1）令和6年第7回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

特に、ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）6月26日（水）開催の第7回教育委員会定例会以後の教育長教育行政報告について、資料2の中から、以下の4件について報告いたします。

資料2をご覧くださいと思います。

1点目は、7月4日（木）に甲南第一小学校で開催された、教育研究所主催の公開授業に参加したことであります。6年生の算数科、データの活用の学習でした。クラスが非常に良いクラスで、学びに向かう雰囲気、相互交流の柔らかさ・円滑さ、聞きあえる友達同士の関係

性など、非常に協働の学びの土台がしっかり耕されていましたし、電子黒板、黒板、掲示資料が、しっかりと区別して機能し、それぞれ学習を効果的・効率的に支えていました。6年生の子どもたちは、タブレットにも慣れ、発表や交流に非常に効果的に活用されていました。今回の授業はデータを分析して、自分の考えをまとめるというタイプの授業でしたので、最も効果的に活用できる学習内容の一つだったと思っています。

この授業を進めていければ、確実に学力は向上するなと思えるような、本当に素晴らしい授業でした。先ほども申しあげましたように、是非このタイプの授業を、教育委員さんにも一度実際にご覧いただきたいと思っていますので、また参観に行かせていただきたいと思っています。

次に2点目は、7月13日（土）から14日（日）に開催されましたNHKのど自慢大会であります。前日の予選会では、申し込み750組の中から、書類審査合格200組ということで、予選の200組の中から歌唱やパフォーマンスによる審査にて、20組が決定し、本戦に出場されました。予選の200組も本当に多彩なパフォーマンスと歌声で、何時間も視聴しましたが、時間がすぐに経ち、しっかり楽しむことができました。当日も、出場者同士、また会場の観客も含めた一体感が非常に会場を盛り上げていました。歌唱部分の音響確認、家族や応援団の撮影位置の確認など、生番組ならではの配慮や仕組みを垣間見ることができました。スタッフの秒で動く緊張感や、明確な役割分担による無駄のない動き、そして何よりもこの番組の魅力をしっかり感じ取れた2日間だったかなと思っています。

3点目は、7月19日（金）夜に行われました「スポーツ少年団等全国大会出場壮行会」についてです。

滋賀県予選で優秀な成績を収められ、全国大会への出場が決まった、ソフトテニスの「甲賀テニススポーツ少年団」、剣道の「水口剣道スポーツ少年団・剣徳会」、「甲賀剣道スポーツ少年団」、「甲南剣道スポーツ少年団」の3団。そして野球では、「水口少年野球団」、「貴生川ビク

トリーズ」、そして更にドッジボールで、「甲賀流サスケ忍者ファースト」というチームが県で優勝して全国大会の切符を手に入れています。7団体の、とてもたくさんの壮行会になったのですけれども、本当にたくさんの選手が活躍してくれることを非常にうれしく思いました。各チームからは全国大会出場までの経緯や足跡について話をいただいた後は、決意表明をいただきました。私からの激励の言葉を伝え、また、激励品としてスポーツ飲料を贈呈したところです。私からは、全国大会へ出場する選手にこそ伝えたいと思い、大谷翔平選手の曼陀羅チャートを使って、目標を具体化していく手法で、全国大会を契機とし人間として成長していったほしいというお話をしました。家族の理解と協力があって、選手自身が一生懸命練習に取り組んだ成果として出場権を勝ち取った全国大会での活躍、そして人間としての成長を期待したいところです。

4点目は、7月23日（火）夜に開催されました「第1回子どものいじめ問題対策委員会」についてです。

これは、「いじめ対策防止推進法」に定められており、教育委員会の附属機関として平成26年4月から設置されたものですが、4名の委員で構成されているもので、事案が起こり、重大事案が起こった時には第三者委員会の役目として独自に調査をいただいたり、方針についてご検討いただくという委員会になっています。今年度については、まだ昨年の中学校の事案はまだ継続しておりますけれども、新たな重大事案は今のところないという状況の中での開催となりましたので、お話いただいたのは、中学校事案のその後のことについてと、今年度新たに「学びの多様化推進室」という組織を設けましたので、その説明と期待する成果等についてお話をさせていただいて、意見を求めたところです。専門的な見地から、ご忌憚のない意見や、こうすべきだという意見をたくさんいただきました。更に、昨日の会議をもとに、各学校では、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、あるいは事後に起こった時には丁寧に対応していくことを、学びの多様化推進室を中心に、保護者や地域との信頼関係の構築、あるいは、関係機関と連

携をしながら取り組んでいきたいと考えたところでございます。

以上４点、７月分教育長教育行政報告とさせていただきます。

教育長 それでは、ただ今の（１）７月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 教えてください。２３日、昨日のいじめ問題対策委員会ですが、この構成メンバーは同じでしょうか。弁護士の方とか専門の方とか。

教育長 そうです。スタートの平成２６年からは何人か交代していますけれども、２年１期の任期で、今はその前の２年と今とでは変わっていません。弁護士の先生、それから精神医療のドクター、それから学識経験者と臨床心理士さんという４名の構成です。

教育長職務代理者 いろいろ分析をしながら、冷静な判断ができるような内容だったと想像しますが、分かりました。

それとですね、これは実際に授業を見せていただくことが答えになるかも知れませんが、協働の学びというのが今年も大事なテーマですが、昔の協働というのはいろいろグループがあって、クラス全体の中でもグループに分かれて、それぞれ話したことを全体に発表するという話し合いが中心でした。このＩＣＴも使った協働というのはどういう形の協働、子どもたちのどんな形を協働というのでしょうか。

教育長 今お話しいただいたのももちろん協働でありますし、今の甲南第一小のことで言えば、ひとつはワールドカフェ方式です。１人だけ残って３人は回っていく、そして回ってきて情報を得ていくというやり方もありました。もっと具体的に言えば、紙飛行機を、３人の選手がいて、紙飛行機を飛ばすのですが、誰をクラス代表にすればいいかというのを考える授業でした。そのデータとしてヒストグラムがあったり、度数分布表があったり、いろんなグラフがあったり、いろんなもの、最小値、最大値、中央値、そういったデータを見ながら何を重視するかによって考えは変わるのですが、そういうことについて、タブレットを持ちながら自分の意見を出したら、また別のところ、例えば自分と同じ考えの人のところへ聞きに行くとか、また全然違うところへ聞きに行くとか、あるいはそこで聞いてきたことを、もう一度タブレッ

トに考えを修正したものをグループの中で見せるとか、非常に多様な、協働の学びがあります。

教育長職務代理者　ワールドカフェ方式というのはいろんなところで使われ、テーマも様々ですけれども、今小学校でそのワールドカフェ方式というのは結構多いのでしょうか。研究のためだけではなく、広がっているのでしょうか。国際交流協会で交流するときでもそうですけれども、私たちはしょっちゅう使ってきました。多面的にいろんなところを回れるし、グループだけにこだわらなくていいので、まとめは必要だと思うのですが。

教育長　　次長、どうですか。

次長（学校教育担当）　普段の授業で常にそれを生かすというのはなかなか難しいところですよ。そういったタブレットを使う場面であるとか、授業のまとめであるとか、そういうところではそのような手法も、いろんな子どもたちの考えを共有できる場所で生かせる部分はあると思いますが、実際にそれを常にできている訳ではないと思います。

教育長職務代理者　また楽しみに授業を見せたいと思います。

教育長　　是非。自信を持って見ていただきたいと思っている授業です。

松山委員　　質問なのですが、7月8日の月曜日、みなくち子どもの森園内草刈奉仕というのがあったと思うのですが、この時期の草刈りは刈っても刈っても伸びてきますし、この炎天下でしていただくのも大変だと思うのですが、みなくち子どもの森ならことさら広くて大変だと思うので、どういう方がやってくださったのか教えていただけたらと思います。

教育長　　滋賀県建設業協会甲賀支部の方々です。

次長（社会教育担当）　建設業協会であつたり、市内の企業に刈っていただいたり、何社かご協力いただいております。

教育長　　この日は建設業協会甲賀支部に来ていただいて、朝からしていただきました。丁度、看護学校向かいの駐車場から山手にかけてやっていただきました。

松山委員　　ありがとうございます。口で、建設業協会さんがやってくださると

いうのは簡単ですけども、やったださる方は本当に大変だと思うので、ありがたいと思います。ありがとうございます。

教育長 非常にたくさんの面積を、短時間でしていただきました。

教育長職務代理者 のど自慢は、滋賀県以外の友人から今見ているからと電話がかかってきました。本当にみんな楽しんで、甲賀って素敵なところねと。というのは、最初に中学生の子どもたちが出て雰囲気を盛り上げる、いろんな装束や忍者もいる。甲賀市の方は教育長が一番前で見てくださいと。それは予選の時でしたか、皆さんがいろんな角度を見て、20周年というのもあるんだねということもありました。すごく盛り上がったのですね。職員の方も出場されたのですか。

教育長 部長の両袖にも出場者がおられます。

教育長職務代理者 お疲れさまでした。すごいPRになったと思います。

教育部長 本選もさることながら、予選もよかったです。

教育長 200組がバラエティーに富んでいて、本当に200曲も聞けるかなと思っていましたが、あっという間に過ぎました。

松山委員 予選に出場された200組の方も、例えば滋賀県の方は何割くらいとか、甲賀市の方は何割くらいというのは分かるのですか。

教育長 なかなか内情は教えていただけていません。

教育部長 本選の20組は甲賀市以外の方もいらっしゃいました。市内の方が6、7割くらいでしょうか。

教育長 他に、ご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、(1)7月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2)令和6年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料3に基づき報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の(2)、去る6月5日から28日にかけて開催されました令和6年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料3に基づき報告させていただきます。

す。

まず、1の補正予算案件、議案第48号令和6年度甲賀市一般会計補正予算第1号につきましては、6月25日に開催されました予算決算常任委員会において審議の上、28日の本会議最終日に、記載の歳入8億5,865万9千円 歳出8億4,787万2千円を原案どおり可決いただきました。

補正予算の主な内容につきましては、歳入におきましては、学びの多様化推進事業に対する国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けたことによる交付金や、県が市町と協働して実施するフリースクール等事業実態調査事業に対する県の補助金の計上、また、来年度の国スポ・障スポの開催に向けたスポーツの森施設整備に対するスポーツ振興くじ助成金や障害者スポーツ実施環境の構想支援事業委託料など、補助金、助成金の交付内示や事業採択などによる増額、それに伴う財源更正などであります。

歳出につきましては、県が市町と協働して実施する「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」で調査協力される世帯に協力金を支給する経費として180万円を計上したほか、市内6中学校の屋内運動場等における空調設備整備工事にかかる経費として8億3,920万1千円を計上いたしました。

また、公益財団法人パラスポーツ協会による「障害者スポーツ実施環境の構築支援事業」の受託事業の決定を受け、その事業による障害者スポーツ備品の購入にかかる経費として627万1千円を計上したものであります。

お認めいただきました予算は、早期に事業効果を発揮するよう適切、迅速に執行してまいります。

次に、2の一般質問であります。

6月議会では、8名の議員の方々から教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、私からそれぞれ答弁をさせていただきました。

質問要旨についてご説明申しあげます。資料3の別紙1、一般質問

要旨整理表をご覧ください。

まず、堀郁子議員からは、子ども支援として、学校の図書館や体育館を長期休暇中の子どもの居場所として開放してはどうかという質問をいただきました。

次に、福井進議員から、中学校の沖縄修学旅行の意義についての確認と物価高の中、小中学校の修学旅行への市からの支援について質問がありました。

次に、奥村則夫議員から、地域芸能の保存・伝承について、市内各地域に伝わる伝統芸能や祭礼を守り、後世に継承してくための方向性について質問がありました。

次に、谷永兼二議員から、来年度開催の国スポ・障スポ甲賀市開催基本方針に「新しい豊かさ」を入れるとどのような方針になるのか。市制20周年を迎えるにあたって主要事業に期待する効果について質問がありました。

次に、岡田重美議員から教育長へ、こどもの権利条例の制定について、条例の認識、学校生活において主体である児童・生徒の意見表明の場の重要性についての質問がありました。

次に、西山実議員からは、来年度開催の大阪・関西万博へ学校行事として参加することはやめるべきとの考えについて、教育長に質問がありました。

次に、瀬古幾司議員から、中学校部活動地域移行の現状と課題について、推進計画の策定や受け皿となる地域クラブ等の現状、市教育委員会の今後の方針などについての質問がありました。

最後に、橋本律子議員から、子どもの支援における組織の縦割り課題についての改善や人的支援の確保・関係機関との連携など、新しい豊かさの実現に向けて質問がありました。

なお、各質問に対する答弁につきましては別添のとおりでございます。

以上、令和6年第2回甲賀市議会定例会（6月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告とさせていただきます。よろしくお

願いたします。

教育長 ただいま、（２）令和６年第２回甲賀市議会定例会（６月）提出議案（教育委員会関係）の結果について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 １点教えてください。教育長の答弁に関係する内容です。

１０番、岡田議員のところですか。子どもの権利条約を聞かれています。この答弁書には条例になっていて、説明の一覧表には条約になっているのですが、条例ですね。子どもの権利条例の制定を言われているのですか。一覧表には条約になっていますが。

教育部長 条例です。

教育長職務代理者 条例ですね。ここのあたりでご見解をお聞きしたいのですが、国連で１９８９年に採択された子どもの権利条約ですが、中では４つの原則があつて、その中での表明権というか意見を尊重するというのがある、それに基づいた答弁だと思うのですが、世界的には非常に広い、基本的な原則ではあるのですが、それ以降にこども家庭庁の方からこども基本法が制定されていて、もっと身近で、しかもその中で自分の意見を表明すると同時に、いろんな周りの人が聞くということ、周りの人が聞く義務があるということ、最大の利益が考慮されるということがあつたのですが、どのあたりを意識されてこの教育長の答弁があつたのでしょうか。それから、合併かと思つて、これも私たちにはペンディングで考えたい課題ですので、そこに表明権をもつてくるというのは、そういう考えもあるのだなと思つて。大体、生徒会とかこども会、そういう学校の中の自治範囲の中で私は表明権ということを知っているのですが、こういう私たちの大事な課題について、子どもが表明をすると。答弁の中には合併のことの答えが無かったので、そういう自治範囲以外のところでのこういう課題についての表明権、このあたりをこども基本法なのか、子どもの権利条約なのか、何をベースに答弁されたのか教えてください。

教育長 まずはこれまでその意見表明については、ご承知のように、校則を見直してきた学校もあります。特に、中学校においてしてきたところ

もあります。あるいは今もお話にありましたように、生徒会や児童会活動、例えば運動会の生徒主体の種目を決定したり、あるいは学校をよくしていくための児童会活動であるとか、生徒会活動であるとか、そういったことは結構盛んに各学校で取り組んできています。その中で、1点、議員から統廃合についても学習環境についても子どもたちの意見をというようなことは伺いましたので、子どもたちが自分の学校と他の学校とを比較するなんていうことはなかなか難しいですし、可能な範囲で、例えばどんな人数で勉強したいであるとか、子どもたちが判断できる、その内容については尋ねていきたいと、そういう意見も大事にしたいというような答えをさせていただきました。

教育長職務代理者　納得です。子どもたちにそういう権利を与えるときには、十分な情報、説明、冷静に第三者的な感覚で判断できるような内容の開示が要りますので、一概に言ったとおりにそれが実現できる訳ではないですが、でも私は、意思を表明する権利というのは、こども家庭庁ができて、こども基本法を読む中で、本当に大事だなと思っています。そのこども基本法がどのような進捗状況かなということも思っていました。そういう時にこの議論があったので非常に大事な権利ではあるなと。ちょっと違う範囲ですが、ある方が言っておられました。5歳くらいの子どもの、一緒に住む家を造るのに、小さいところにあなたの場所を作りたいと思うけれども、どんな場所にしたいか聞いたそうです。そういう子どもの意思、それは自治範囲だと思うのですが、そういう子どもの自治、意見を聞くのは大事だなとずっと思っていたのでお聞きしました。

教育長　こども基本法であるとか、4つの柱のうちでもこの表明権というのは1番中心というか、今の中では大事にしていくべきところだと、学びのスタイルとかも重なっている、子どもが主体となって学習が進んでいく、教え込みではない、そういった辺りにも関わってきている部分かなと思いますので、大事にしたいところだと思っています。

教育長　他に、ご質問はございませんでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長

それではただ今の（２）令和６年第２回甲賀市議会定例会（６月）提出議案（教育委員会関係）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは次に、３．協議事項に入らせていただきます。（１）議案第７３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１４号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）、及び（２）議案第７４号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１５号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）は関連がありますので、一括して資料５，６に基づき説明を求めます。

次長（学校教育担当） 議案第７３号臨時代理につき承認を求めることについて、臨時代理第１４号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、および、議案第７４号臨時代理につき承認を求めることについて、臨時代理第１５号甲賀市学校運営協議会委員の任命については、一部関連がございますので、一括してその提案理由を申し上げます。

議案第７３号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の佐山小学校の委員については一身上の都合により、令和６年６月３０日付で甲賀市学校運営協議会規則第１６条の規定により解任を行うもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

続いて、議案第７４号につきましては、佐山小学校および伴谷東小学校の学校運営協議会委員として、別紙１および２の委員を甲賀市学校運営協議会規則第７条の規定により令和６年７月１日から協議会委員に任命をするもので、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第４条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

各委員の任期は、別紙１の佐山小学校の委員については、前任者の後任として、残任期間となる令和７年３月３１日まで、別紙２の伴谷東小学校の委員は、令和８年６月３０日までの２年間となります。

なお、伴谷東小学校については、今回の１名を追加し、１２名の委員構成となります。

以上、議案第７３号臨時代理につき承認を求めることについて、臨時代理第１４号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、および、議案第７４号臨時代理につき承認を求めることについて、臨時代理第１５号甲賀市学校運営協議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第７３号、７４号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理者 すみません。ちょっとお聞きします。答えていただける範囲で結構です。伴谷東小学校の運営協議会のメンバーの中に外国人の方もおられますが、いろんな課題が、共に暮らすという視点で大事だということが委員さんの中から出ていて私はうれしいなと思います。昨日の会議でお聞きしたら、伴谷東ではなくて、全体の地域の中で外国の方の登録の率は１１パーセント。かなり高い率です。そういう中でリーダーになってくださると思うのですが、こうやって出るというのは非常に光栄だなと思います。

次長（学校教育担当） それも学校長から、是非とも入っていただきたいという意向がございましたので、今回はそういう形にさせていただいたと思っています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長 他に、ご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、議案第７３号、７４号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございます。それでは、両議案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（３）議案第７５号甲賀市学校再編審議会への諮問につ

いて、資料 7 に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第 7 5 号甲賀市学校再編審議会への諮問について、その提案理由を申し上げます。

第 2 次甲賀市小中学校再編計画の策定に伴い、教育委員会の附属機関である、甲賀市学校再編審議会を 7 月 2 9 日に第 1 回会議を開催する予定でございますが、本審議会に対し諮問することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

諮問内容は、「第 2 次甲賀市小中学校再編計画について」、「再編計画の進め方について」、「学校再編の実現に向けて考慮すべき事項について」の 3 点であります。

また、甲賀市学校再編審議会からの答申を受け、本計画の素案を作成したいと考えております。

以上、議案第 7 5 号甲賀市学校再編審議会への諮問についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 7 5 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第 7 5 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 全員異議なしということでございます。それでは、本議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(5) 議案第 7 7 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、及び(6) 議案第 7 8 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱については関連がございますので一括して資料 9、10 に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第 7 7 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、及び議案第 7 8 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案 77 号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱しております、甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、関係教育機関である甲賀市小学校体育連盟の代表者の変更によるもので、令和 6 年 7 月 31 日付けで解嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

また、議案第 78 号につきましては、令和 6 年 7 月 31 日付けの解嘱により、新たに委員を甲賀市スポーツ推進審議会条例第 3 条第 2 項の規定に基づき委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるもので、委嘱する委員は別紙のとおりです。任期は、令和 7 年 11 月 30 日までの前任者の残任期間です。以上、議案第 77 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱について、および議案第 78 号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 77 号、78 号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第 77 号、78 号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございます。それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、（7）議案第 79 号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について、及び（8）議案第 80 号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱については関連がございますので、一括して資料 11、12 に基づき説明を求めます。

人権推進課長 議案第 79 号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について及び議案第 80 号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱については、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第 79 号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第 4 条の規定により委嘱しております甲賀市人権・同和教育推進員のう

ち、別紙記載の推進員４人については、各区及び自治会長より新たな推進員の推薦があったため、令和６年７月３１日をもって解嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

議案第８０号につきましては、甲賀市人権・同和教育推進員規則第４条の規定により、各区及び自治会長から推薦を受けた別紙記載の推進員４人を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものです。

当該推進員の任期は、前任者の残任期間である令和６年８月１日から令和７年３月３１日までです。

以上、議案第７９号甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について及び議案第８０号甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第７９号、８０号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第７９号、８０号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございます。それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、（９）議案第８１号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料１３に基づき説明を求めます。

歴史文化財課長 議案第８１号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、その提案理由を資料１３に基づきご説明申し上げます。

甲賀市文化財保護審議会は文化財保護法に基づき設置されているものであり、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査、審議を行っていただいているところであります。すでに令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの任期で、７名の委員を委嘱したところでありますが、民俗分野の委員については、前任の委員が退任意向を示された時期が遅くなったことから、令和６年４月以降、後任の

方の調整を行っておりました。この度新たに、甲賀市の民俗分野に精通し、過去に甲賀市文化財保存活用地域計画策定委員会委員を委嘱した経歴のある、滋賀県立大学に所属する民俗学専門の学識経験者について甲賀市文化財保護条例第63条の規定により委員を委嘱するものです。

なお、任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間でございます。

以上、議案第81号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第81号について説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、それでは、議案第81号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 全員異議なしということでございます。それでは、本議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。（1）令和6年第9回（8月定例）甲賀市教育委員会について、（2）令和6年第10回（8月臨時）甲賀市教育委員会について、（3）令和6年第10回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明を求めます。

教育総務課長 （1）令和6年第9回（8月定例）甲賀市教育委員会については、令和6年8月16日（金曜日）午前9時00分から、（2）令和6年第10回（8月臨時）甲賀市教育委員会については、令和6年8月30日（金曜日）午前10時00分から、（3）令和6年第10回甲賀市教育委員会委員協議会については、令和6年8月7日（水曜日）、総合教育会議終了後の午前11時00分から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご質問等ございませんでしょうか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

それでは、３．協議事項（４）議案第７６号甲賀市指定無形文化財の指定及び保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について説明を求めます。傍聴者の方はおられません、これより後は非公開案件の議事となりますので、ご承知おきください。

《以下、非公開》

３．協議事項（４）議案第７６号 甲賀市指定無形文化財の指定及び保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について

２．報告事項（３）市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 予定しておりました内容についてはすべて終了しましたが、取り立てて何かございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

それでは、長時間ありがとうございました。以上をもちまして、令和６年第８回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

〔閉会 午後３時３５分〕